

仕様書

- 1 品 名 等 【溶解文書】 行政文書、シュレッダー破碎紙等古紙の引取り及び溶解処分
 【古新聞等】 古新聞等古紙の引取り及び処分
- 2 予定数量 【溶解文書】 1 1 0, 0 0 0 k g
 【古新聞等】 3 0, 0 0 0 k g
- 3 契約期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 物品の引渡し基準日
原則として各月 4 回とする（引取日は別途協議）
ただし、必要のある場合は協議の上、別に引渡日を定める。
- 5 物品の引渡場所
京都府庁 2 号館北側広場（別紙）
- 6 物品の引渡方法
職員立会いの上、引取りを行い、同日検査し、速やかに検量証明書を提出するものとする。
- 7 物品の機密保持
行政文書等古紙の引取り及び溶解処分については、機密保持のため、検量の後、全量を溶解処分するものとし、溶解証明書を提出するものとする。
また、物品の搬送中においても、機密保持に責任を持つものとする。
さらに、京都府が実地調査を求めた場合は速やかに応じるものとする。
- 8 履行日の延期
契約履行に際し、天災、その他不可抗力による場合等、履行完了できないことについてその責めに帰することができない事由又は正当な事由により、履行期日に履行できないときは、遅滞なくその事由を届け出て期日の延期を求めることができる。